



J A F 公認：準国内競技

公認番号：2013-0000

開催日：2013年8月3日(土)

主催：DCR(ドライバーズ・クラブ・ルーキー)

協力：MS-SRS(サンライズ スポーツ)

後援：高知県土佐郡大川村

協力：高知県吾川郡いの町

# 2013年JAF中四国ラリー選手権第4戦 2013年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第4戦 特別規則書 四国のでっぺんDCRラリー2013 in 領北



白滝の里ホームページ  
<http://www.sirataki.or.jp/>



大川村ホームページ  
<http://www.vill.okawa.kochi.jp/>

いの町ホームページ  
<http://www.town.ino.kochi.jp/>

DCRホームページ  
<http://www.yamamoto-j.co.jp/>

JMRC四国ホームページ  
<http://www.jmrc-shikoku.gr.jp/>



協力：サンライズスポーツ



## 公示

本競技会は、日本自動車連盟（J A F）公認のもとに国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則並びにそれに準拠したJ A F国内競技規則及びその付則、および2013年日本ラリー選手権規定、ラリー開催規定、2013年J M R C中国・四国ラリーシリーズ一般規定、J M R C中国・四国ラリーシリーズ車両規定、並びに本規則に従い準国内競技として開催する。

本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通道徳の涵養及び運転技術の習得を目的とし、特に初・中級者を対象に企画されたものである。

## 第1条 競技会の名称及び格式

2013年J A F中四国ラリー選手権第4戦  
2013年J M R C中国・四国ラリーシリーズ第4戦  
四国のてっぺんD C Rラリー2013 in 嶺北  
J A F公認 準国内競技 初・中級向け

## 第2条 競技種目

ラリー開催規定の付則「第2種アベレージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージを含む4輪自動車によるリライアビリティーラン（第2種アベレージラリー）

## 第3条 開催日程

2013年8月3日（土）

## 第4条 主催・大会事務局

1. 主 催：ドライバーズ・クラブ・ルーキー(D. C. R) No. 38009 代表者 山本 貢
2. 大会事務局：〒791-8022  
愛媛県松山市美沢2丁目5番33号 山本自動車工業㈱内 山本 貢  
T E L : 089-924-0220 E-Mail : migmig@palette.plala.or.jp  
F A X : 089-924-0299
3. 協 力：サンライズスポーツ

## 第5条 大会役員

大 会 会 長：和田 知士(大川村 村長)  
組 織 委 員 長：井上 肇(DCR) 組 織 委 員：渡部 真吾(DCR)

## 第6条 競技役員

審査委員長：竹下 俊博(MAC)	審査委員：岡田 征伸(DCR)
競技長：池田 茂(DCR)	副競技長：大西 周(DCR)
コース委員長：池田 茂(DCR)	副コース委員長：二宮 敬介(DCR)
計時委員長：山崎 稔(DCR)	副計時委員長：大西 周(DCR)
技術委員長：西森 啓祐(DCR)	副技術委員長：今井 直幸(DCR)
救急委員長：井上 能江(DCR)	医師団長：朝雲 学人(DCR)
事務局長：山本 貢(DCR)	

## 第7条 コース

高知県内約180Km。最長25Kmのタイムトライアル区間を含む。詳細はルートブックで示す。

## 第8条 集合場所及びタイムスケジュール

1. 集合場所：高知県土佐郡大川村朝谷26 白滝の里
2. 受付：8月3日(土)午前6時00分～午前7時00分
3. 車両検査：8月3日(土)午前6時00分～午前7時30分
4. ドライバーズ・ブリーフィング：8月3日(土)午前8時00分～午前8時30分
5. スタート：8月3日(土)午前9時01分 (1号車)
6. サービスイン予定：8月3日(土)午後2時頃 (1号車)
7. ゴール予定：8月3日(土)午後6時頃 (1号車)
8. 表彰式予定：8月3日(土)午後8時頃～

## 第9条 参加資格

1. 本競技会の参加資格は、【中四一般規定】第2条 参加資格 に従うものとし、かつ、次の条件を満たさなければならない。
  - (1) 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、参加申込者は本競技会に有効な競技参加者許可証を所持していかなければならない。

- (2) 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、競技中の参加者の責任及び義務に関する事項について、正ドライバーがその責任を負うものとする。

## 第10条 参加車両・クラス区分・開催方法・参加台数

1. 本競技会の参加車両は、【ラリー車両規定】及び【中四車両規定】に従った車両とし、かつ、次の条件を全て満たさなければならない。
  - (1) 正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証、及びラリー競技に有効な自動車保険証券を常に携行する事。また、それらは本競技会の期間中に有効なものである事。
  - (2) 【ラリー車両規定】に従った4点式以上の安全ベルトを追加装着する事。  
(乗員人数分の装着を義務付ける)
  - (3) 【中四車両規定】第2条に従った消火装置を搭載する事。
  - (4) ロールバーの装着を義務づける。
  - (5) エアバッグの取外しは自由。（運転席・助手席・サイドを問わず）
  - (6) ABSは、電気的にその機能を制限する事のみ許される。（例：ヒューズを抜く等）  
ABSに係わる補機類、配管類、配線類の取外しは不可とする。
  - (7) エアクリーナー・排気管・マフラーの変更は不可とする。  
(フレッシュマンクラスにスピードSA車両で参加する場合を含む)
- ※(2)(3)(4)項の装着は、【ラリー車両規定】に従った方法で行う事。
- ※(5)(6)項の変更は、参加者の責任において行うものとし、オーガナイザー等は、変更する事で起きた事態に一切の責任を負わない。
- なお、過給器付車両のエアリストリクターの装着は全クラスで任意とする。
2. 本競技会のクラス区分は、【中四一般規定】第4条1項 クラス区分 に従う。
3. 本競技会の開設クラス、FG-A・FG-B・FG-C・FA・FB・FCの6クラスとする。
4. 本競技会の参加台数を、全クラスあわせて60台以内とする。

## 第11条 タイヤの制限

1. 使用タイヤを、ラジアルタイヤおよびラリー用（マッド&スノー）タイプに制限する。
2. Sタイヤの使用は禁止する。
3. タイヤサイズは、【中四車両規定】第9条に従う事。

## 第12条 参加手続き及び参加受理

1. 参 加 料：¥40,000（全ての部門の競技車両1台につき）  
※正・副ドライバー2名分の夕食代金・入浴料を含む
2. 見舞金制度：全ての競技参加者は2013年に（地区問わず）有効な見舞金制度に加入し、競技会受付時に加入証を提示しなければ出走できない。未加入の場合は、当日受付にてJMRC四国スポーツ安全保険（2,000円）に加入できる。ただし、スポーツ安全保険では当日のイベントは担保出来ないため、旧JMRC四国共済制度を適用し加入証を発行する。後日、加入者にはスポーツ安全保険加入証を発行し郵送する。  
加入の証明ができない場合は、JMRC四国スポーツ安全保険事務局の加入者リスト資料を参考にするが、リストに反映するには1週間程度を要するため早目の加入を推奨する。
3. サービスクルー：1名につき1,000円  
※サービスクルーの登録をされていない方は表彰式会場には入場できません。  
※参加申込時に、必ずサービスクルーエントリーをして下さい。  
※準備の都合上、当日のサービスクルーの受付は行いません。
4. サービスカー：無料。ただし積載車や大型の車両などは、競技車両の側近への駐車を制限する場合がある。
5. 必 要 書 類：参加申込書・車両申告書・誓約書。（中四国地区統一申込用紙）  
本競技会に有効な対人賠償任意保険証のコピー。  
主催者側で任意保険に加入する場合には、別紙の車種別保険料を、車検証のコピーと共に添付する事。（ラリー共済は3,000円 対物なし）
6. 参加申込は所定の用紙に必要事項を記入の上、参加料等を添えて郵送または持参して申込む事。
7. 誓約書への署名・捺印のない場合は、参加申込の受付は保留される。
8. TEL・FAX・メールによる参加予約を受付ける。但し、この予約は受理選考等に影響を与える事はなく、あくまでも正式受付時（全ての書類や参加料等が事務局に到着した時）を、それぞれの判定材料とする。また、参加申込締切日までに正式受付が完了しなかった場合は、予約はキャンセルしたものとみなす。

9. 参加申込締切り以降の参加取り止めに対し、参加料は返還されない。
10. 参加申込に対する受理の選考は、以下の優先順位により決定する。
  - (1) 受付期間終了時点で、当該年度中国・四国ラリーシリーズにおいて、ポイントを獲得している者。
  - (2) 受付期間終了時点で、当該年度中国・四国ラリーシリーズの出走回数の多い者。
  - (3) 参加申込によって申告された過去の公認競技会の成績。
  - (4) 早期割引期間が設定されている場合には、その期間中に受付完了した者。
  - (5) 組織委員会の決定。
11. オーガナイザーは参加申込者に対して、その理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合、参加料は事務費1,000円を差し引き返還する。
12. 原則として、正式受理を行った参加申込者に対しては、参加受理を通知しない。  
参加拒否等で、参加できない申込者に対してのみ連絡する。

## 第13条 参加申込受付期間・参加申込先

1. 受付期間：2013年7月13日(土)～7月27日(土)必着
2. 申込先：第4条に記載する大会事務局

## 第14条 参加申込事項の変更

1. 正式参加受理後の乗員の変更は認めない。但し、事由を記した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りでない。
2. 参加部門・クラスの変更を伴う参加車両の変更は一切認めない。部門・クラスの変更を伴わず、事由を記した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りでない。
3. 上記1.2.項共に、変更の申告は当日の受付終了までに行う事。

## 第15条 参加者および乗員の遵守事項

1. 参加者および乗員は、下記の条文の記載事項を遵守しなければならない。  
【ラリー開催規定】第7条 参加者および乗員の遵守事項  
【中四一般規定】 第7条 参加者の遵守事項
2. 参加者および乗員は、下記の項目を遵守しなければならない。
  - (1) 民家周辺では騒音の低減や、ライトの減光に特に注意する事。
  - (2) 競技中の服装は安全に留意した物で、最低長袖長ズボンを着用する事。  
(レーシングスーツの着用を強く推奨する。)
  - (3) ドライバーは指先まで覆うグローブを着用しなければならない。
  - (4) コース内の路上に停止している競技車両があり、緊急を要する負傷者がいない場合、他の競技参加車両はコースを通過するべく最大限の努力を払う事。ただし、緊急を要する負傷者を発見した場合、参加者は競技を中断し、この負傷者の救出を最優先に行う義務を負う。

## 第16条 ゼッケン及び広告

1. ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。ゼッケン番号に対しての抗議は一切認めない。
2. オーガナイザーが指定したゼッケン番号、広告ステッカー等は指定された位置に貼らなければならず、ゼッケンや広告ステッカーのスポンサー名等を隠してはならない。ただし、指定広告ステッカーは、1枚につき、5,000円を納付する事により、貼付義務を免除することができる。

## 第17条 公式車両検査、再車検及び車両保管

1. 参加車両は、オーガナイザーが指定した場所において公式車両検査を受けなければならない。
2. 公式車両検査は、第10条に記されている車両規則に基づいて行う。
3. スタート前の車両検査は保安面を主として行う。(以下は検査項目の抜粋)  
受付時：運転免許証及び競技運転者(競技参加者)許可証(2名分)、自動車検査証、  
自賠責保険証、ラリーに有効な任意保険証  
車両検査時：前照灯、制動灯、番号灯、方向指示器、ワイパー、ホーン、マフラー、排気音、  
安全ベルト、ヘルメット、消火器、牽引ロープ、非常用三角停止表示板2枚、  
非常用赤色信号灯、救急薬品、使用タイヤ等  
(排気ガスの測定を行い、その数値が規定内にあるか確認する場合がある。)
4. 検査の結果が不適当と判断された箇所については、修正を命ずる。修正を命じられた車両は、公式車両検査終了時刻までに再検査を受けなければならない。再検査の結果が不適当と判断された車両や、公式車両検査に合格しない車両は出走できない。
5. 修正を命じられたり技術委員長の要求があった場合、参加者の責任において参加車両の修正等を

行うものとし、これにかかる費用は参加者が負担するものとする。尚、新型車両での参加者は、登録車両であることを証明できる書類等を必ず所持し技術委員長の要求に応じて提示できる事。

6. 競技中もしくは競技終了後、任意の競技車両について再車検を行う。  
再車検の場合に必要な工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
7. 公式車両検査終了後、競技終了後、再車検終了後等に車両保管を行う場合がある。  
保管中の車両は競技長の許可なくして一切の修理、調整、移動等はできない。

## 第18条 ドライバーズ・ブリーフィング

ドライバーズ・ブリーフィングには、参加者、もしくはその代理人の出席を義務づける。

遅刻や出席しなかった場合の損失については、全て当該参加者が負うものとする。

遅刻や出席しなかった参加者に対して、ペナルティを課す場合がある。

## 第19条 ルート

1. 競技のコース、指示速度及びその他必要な情報はすべてルートブックに記載される。
2. ルートは一般的通行に供される公道及び私道を使用し、オーガナイザーが数回の試走を行い、基準となるものを定める。
3. オーガナイザーは、天候、道路状況等により予告なくルートを変更する場合がある。この場合、競技役員の指示、合図又はオーガナイザーのマークの付いた矢印等の標識で明示する。

## 第20条 スタート及び再スタート

1. 原則としてゼッケン番号順とし、1分間隔で1台ずつスタートする。
2. 指示書、ルートブック、コントロールシートは遅くともスタート前までに渡される。  
ただし、公式通知等で別途指示がある場合はこの限りではない。
3. スタート合図後直ちにスタートできない車両は、競技役員によりスタートラインから前方に押し出され、その車両の予定時刻にスタートしたものと扱われる。
4. 自車スタート30秒前までにスタート位置に着けない車両はスタートする事ができない。
5. 再スタート方法は、その細目を指示書や公式通知にて明示する。

## 第21条 計時

1. 全ての時刻は、NHK又はNTTの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準時で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切認めない。
2. 計時は、参加車両の前輪の中心が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。  
但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

## 第22条 チェックポイント (C P) 及びパスコントロール (P C)

1. コース上にチェックポイント(C P)、パスコントロールポイント(P C)、及びブラインドチェックポイント(B C P)を設置する。
2. C P、P Cの計測ラインはその路面幅に及ぶものとする。
3. C Pの通過方法はドライバーズ・ブリーフィングにて説明する。
4. C Pの表示はオーガナイザーのマーク及びC P番号が表示された標識で明示し、原則として進行方向の左側に設置される。またその発見は参加者の義務とする。
5. C Pは原則として1号車の通過予定時刻の15分前に開設し、最終スタート車の通過予定時刻の30分後に閉鎖される。但し、全参加車両の通過が確認された場合は、規定時間前でも閉鎖する事がある。また、状況によりC Pの開設、閉鎖時刻は繰上げ、繰下げする場合がある。
6. C Pに逆進入してはならない。
7. 別途指示書等でC Pの進入方法が指定されている場合を除き、C P発見後の時間調節とみなされる緩速運転、停止を禁止する。時間調整とみなされる行為を発見した場合は、計測ラインを通過していくなくても、通過したものとして計測する場合がある。これに対する抗議は一切認めない。
8. C Pに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
9. 計測ライン通過後速やかに前方へ移動し、後続車が計測ラインを通過する障害にならないようにした後に、安全を確認の上、競技委員よりC Pカードを受取る事。
10. C P、P C共に時間計算は秒未満を切捨てて計算する事。
11. P Cをコース上に設置し、指示速度を変更する事がある。
12. B C Pは一般走行に準じたラリー走行中の非常識な行動（民家密集地における暴走、一旦停止の怠り、警笛の乱用等）に対して任意の地点で競技役員がチェックを行うものであり、これに対する抗議は一切認めない。

## **第23条 チェックカード（C Pカード）**

1. C Pカードは各C Pにおいて、参加車両が計測ラインを通過した時刻を記入し発行する。状況により2枚以上のC Pカードを発行する場合がある。
2. C Pにおいて参加車両が2台以上並進して計測ラインを通過した場合には、進行方向右側の車両に対しては、C Pカードを発行しない。
3. C Pカードに関する一切の抗議は、発行を受けた地点の競技役員にその地点で成さなければならず、時間は1分以内としこれに対する抗議は一切認めない。また、競技役員の任務を妨げてはならない。抗議によるタイムロスは、抗議の成否にかかわらず抗議者の責任とし、原則として次のC Pまでに取戻すものとする。

## **第24条 コントロールシート**

1. コントロールシートは、ルートブックと共に参加者に配布される。
2. コントロールシートは所定事項を記入の上、オーガナイザーから指定された場所に制限時間内に提出しなければならない。

## **第25条 指定給油場所(ガスコン)**

1. 競技中は、オーガナイザーの定めた給油場所以外での燃料補給を禁止する。
2. 指定給油場所での給油は、特に指示がない限り、全車に満タン給油を義務づける。

## **第26条 サービス**

1. 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点以外での車両整備作業を禁止する。
2. サービス地点の会場内には、下記以外の車両は入場する事ができない。
  - (1) 競技車両
  - (2) 参加申込時に登録されたサービスカー
  - (3) 競技役員用車両
  - (4) オーガナイザーが特に必要と認めた車両
3. 車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
4. 車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及びオーガナイザーが認めた作業員とする。
5. 車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換とし、それ以外の整備作業については、技術委員長の許可を得る事。
6. タイヤ交換等の為にジャッキアップする場合、同時にジャッキアップできる車輪は2輪までとする。ジャッキアップの際は、リジットジャッキ(通称ウマ)の使用を強く推奨する。4輪が同時に地上より離れた状態で作業する場合には、複数のリジットジャッキの使用を義務付ける。
7. サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員の指示に従う事。

## **第27条 減点**

1. スタート、C P、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間(正解時間)との誤差をその区間の減点とする。
2. 秒計時区間においては、誤差1秒につき1点の減点とする。
3. 分計時区間においては、誤差1分につき10点の減点とする。
4. 特別計時区間(S S)においては、所要時間1秒につき1点の減点とする。
5. 上記の計時区間以外に、計測単位や減点数の違う区間を設ける場合がある。その際の計測単位や減点数については、公式通知にて明示する。

## **第28条 その他の減点**

1. 参加者が他の参加者に著しく迷惑となる行為をした時、相手方の申告に基づき、競技長がそれを認めた場合、1件につき500点。
2. 走行中シートベルトを装着していないかった場合や、オーガナイザーの指定した場所で、ヘルメットを装着していないかった場合、1件につき500点。
3. B C P 1件につき500点。
4. 実所要時間の計算ができない区間は、1区間につき3000点。
5. チェックカードの紛失は、1枚につき1000点。
6. コントロールシートの計算ミスは、【中四一般規定】第11条に従う。
7. フライングスタートは、1秒につき10点。
8. コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限など、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点。
9. 受付終了時刻、公式車両検査終了時刻、ドライバーズ・ブリーフィング開始時刻等、オーガナイザーの指定した時刻に遅れた場合、1件につき500点。

## 第29条 順位の決定

第27条、第28条による減点を合計し、その合計が少ない方を上位として決定する。

同減点者がある場合には、次の順で上位を決定する。

1. SS1の減点が少ない者。SS1が同減点の場合には、SS2、SS3、…の順に繰り下げて比較する。
2. 本競技会審査委員会の決定による。

## 第30条 ペナルティ

以下の行為を競技長が認めた場合は、競技会審査委員会の決定により、参加者にペナルティを与えることができる。

1. CPに逆方向から進入した時。
2. 交通事故を起こした時。
3. 道路交通法に違反し、警察官の取調べを受けた時。
4. チェックカードを改竄した時。
5. スタート後、参加車両または乗員を変更した時。
6. 車両規則違反が発見された時。
7. 競技中オーガナイザーが指定した場所以外でサービスを受けた時。
8. 競技中オーガナイザーが指定した給油所(ガスコン)以外で燃料補給を行った時。
9. 競技中車体または保安部品を著しく破損した時。
10. 自力で走行不可能となり、他車に牽引または搬送された時。
11. リタイヤの申告をせずに、競技を離脱した時。
12. 走行マナーならびに、競技者としてのマナーが悪いと判断される時。
13. 参加者または関係者間で不正行為が行われた時。
14. 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があった時。
15. その他競技役員の指示に従わなかった時。

## 第31条 抗議・控訴

1. 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料を添え、競技長に提出する。
3. 抗議への裁定結果は抗議者に対し口頭で行われる。
4. 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
5. 抗議の付帯費用はその抗議が成立した場合は抗議対象者、否決した場合は抗議提出者が支払う。
6. 参加者は競技会審査委員会の裁定結果に不服な場合は、JAFに控訴することができる。

## 第32条 抗議提出に関する制限

1. CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受けない。また、道路状況による交通障害に起因する抗議も受けない。
2. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。
3. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
4. 技術委員長の裁定に対する抗議は裁定直後に抗議提出の意志表示を行い、裁定後30分以内に書面にて提出しなければならない。

## 第33条 削除勧告および参加中止

競技中各種の事故による死傷者の発生、または車両の損傷等、参加資格において著しい欠損、または競技続行上危険が認められた場合、削除を勧告、参加を中止させる事がある。

## 第34条 競技の中止又は打切り

1. 競技の進行がすべての参加車両に対し不可能または著しい障害となった場合、交通法規違反や交通事故の発生、その他第三者に対する影響等で競技を続行する事が各方面に対し支障を及ぼすと判断された場合、競技会審査委員会の決定により、特定区間の中止または競技の打切りを行う。
2. 競技の中止又は打切りが決定された場合、競技役員より全参加者に対し、確認しやすい方法で、内容及び対策を指示する。
3. 競技が打切りになった場合の成績は、打切り時点までにリタイヤしていない全ての車両が通過した区間までとする。

- 第35条 損害の補償**  
参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また、J A F、J M R C、オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されている事を承知していかなければならない。  
即ち、大会役員はその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、J A F、J M R C、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、施設管理者は負わない。
- 第36条 公式通知**  
本規則に記載されていない競技運営の細則、及び参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。またその示す範囲内において、既に示された指示に優先するものとする。
- 第37条 賞典**  
各クラス1～6位、J A Fメダル、トロフィー、その他副賞。特別賞他あり。  
なお賞典は参加台数により制限する事がある。
- 第38条 権限の委譲**  
本競技会において、一部の競技役員は、監督役務にある競技役員から、その役務と権限の委譲を受けることができる。
- 第39条 本規則の解釈**  
公式通知を含む本規則及び競技に関する規則の解釈について、疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 第40条 練習走行の禁止**  
本規則の施行日から、開催当日までの期間、高知県土佐郡内および吾川郡内での練習走行を禁止する。練習走行が発覚した場合は、本規則第30条14項により失格とする。
- 第41条 本特別規則の施行**  
本特別規則は、本競技会開催日の2ヶ月前に施行される。

四国にてっぺんD C R ラリー 2013 in 嶺北

大 会 組 織 委 員 会  
大 会 事 務 局  
(V. 0710)